

民間人材ビジネス事業者登録要領

(趣旨)

第1条 プロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下「事業」という。）において、岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「戦略拠点」という。）に登録された民間人材ビジネス事業者（以下「登録人材紹介会社」という。）が、県内に本社又は主たる事業所を置く中堅・中小企業と、プロフェッショナル人材（副業・兼業人材を含む）との間における有料職業紹介を実施し、企業がプロフェッショナル人材を採用することで、企業の成長戦略の実現を図るものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材で、別表に掲げる分類の者をいう。
- (2) 副業・兼業人材とは、都市部の大手企業等で本業に従事しながら、副業・兼業の形で、経営課題の解決に貢献する人材をいう。
- (3) 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点とは、プロフェッショナル人材の活用ニーズを掘り起し、都市圏に多く存在するプロフェッショナル人材のI J Uターンを促進することにより、県内中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、公益財団法人岡山県産業振興財団に設置した拠点をいう。
- (4) 中堅企業とは、従業員2,000人以下の会社（中小企業を除く。）をいう。
- (5) 登録人材紹介会社とは職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者であって、この要領により登録を受けた事業者をいう。
- (6) 人材紹介手数料とは、法第32条の3第1項各号に定める手数料をいう。

(登録の方法)

第3条 登録を申請しようとする者は、1月1日から1月末までの期間において、あらかじめ人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、戦略拠点に提出しなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求人票の様式及び申込み手順がわかるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、

手数料表など)

(5) 職業紹介実績が分かるもの

(6) その他必要と認める書類

2 戦略拠点、人材紹介会社登録申請書(様式第1号)の提出があったときには、必要に応じて申請者へのヒアリング等を実施した上、次に掲げる基準により登録の可否を決定し、3月末までに申請者に通知(以下「認定通知」という。)するものとする。

(1) 有料職業紹介事業の許可を有すること。

(2) 求職・求人の登録件数が相当程度あり、かつプロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。

(3) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。

(4) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

3 登録は、法第32条の9の規定により許可の取消があったとき、第6条の規定により登録が取り下げられたとき、第7条の規定により登録を取り消したとき、又は第8条の規定により登録の更新をしなかったときは、失効する。

(登録の条件)

第4条 第3条に規定する人材紹介会社登録申請書(様式第1号)を提出する際には、次の事項(以下「遵守事項」という。)を承諾して提出することを条件とする。

(1) 事業を効果的に運用するため設置する岡山県プロフェッショナル人材戦略協議会に原則参加し、戦略拠点の取組に協力するとともに、同協議会関係者間の連携を強化すること。

(2) プロフェッショナル人材の採用が内定及び成約した場合は、その都度速やかに内定報告書(様式第2号の1)及び成約報告書(様式第2号の2)により戦略拠点に報告すること。但し、副業・兼業人材の活用における成約の場合はこの限りではない。

(3) 登録人材紹介会社は、前号に定める成約報告書(様式第2号の2)を作成する場合は、事前にプロフェッショナル人材本人から個人情報の開示許可を取得すること。

(変更届)

第5条 登録人材紹介会社は、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、変更届(様式第3号)により速やかに戦略拠点に届出するものとする。

(1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき。

(2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき。

(登録の取り下げ)

第6条 登録人材紹介会社は、本事業への登録から削除を希望する場合には、登録の取下申請書（様式第4号）を戦略拠点に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第7条 戦略拠点は、登録人材紹介会社が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

- （1）不正な行為があると戦略拠点が認めたとき。
- （2）正当な理由がないのに、第4条に定める遵守事項を怠ったとき。
- （3）登録人材紹介会社から有料職業紹介に関する事業の廃止等について通知を受けたとき。

2 戦略拠点は、登録人材紹介会社が、前項に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録の更新をしないことができるものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、戦略拠点は損害賠償を行わない。

（登録の更新）

第8条 第3条の規定による登録は認定通知の日以後1年毎に更新するものとし、事業の終了をもって失効する。ただし、法第32条の9の規定により許可の取消があったとき、第6条の規定により登録が取り下げられたとき、又は第7条の規定により登録を取り消したときは、失効する。

2 戦略拠点は、登録人材紹介会社が、前条第1項に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録の更新をしないことができるものとする。

（指導監督）

第9条 戦略拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、戦略拠点が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月30日から施行する。

附 則

この要領一部改正は、平成28年11月30日から施行する。

（第3条第2項・第3項、第4条第1項、第8条）

附 則

この要領の一部改正は、令和２年７月１日から施行する。（第４条 第２号・第３号）

附 則

この要領の一部改正は、令和４年４月１日から施行する。（第３条 第１項、第２項）

附 則

この要領の一部改正は、令和７年４月１日から施行する。（第１条、第２条、第３条第１項、第４条第１項第２号、第７条第１項の変更）